

広情個審第16号  
平成27年8月10日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年2月25日付け広安整第1104号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第72号関係）

広情個審第17号  
平成27年8月10日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

公文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年2月25日付け広伯整第876号で諮問のあったこのことについては、別添  
のとおり答申します。

（諮問第73号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- ① 平成26年2月25日付け広安整第1104号の諮問事案（諮問第72号事案）  
平成26年1月7日付けの開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月21日付け広安整第974号で行った公文書不開示決定に対する同年2月1日付けの異議申立て
- ② 平成26年2月25日付け広伯整第876号の諮問事案（諮問第73号事案）  
平成26年1月7日付けの開示請求に対し、実施機関が同月21日付け広伯整第769号で行った公文書不開示決定に対する同年2月1日付けの異議申立て

## 第1 審査会の結論

### 1 諮問第72号事案

「広島湯来線道路改良事業のうち湯来町麦谷から沼田町阿戸の区間について 基本設計業務委託の成果物一式」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が安佐南区担当分として下記「本件対象公文書①」を不開示とした決定（以下「本件不開示決定①」という。）は、妥当です。

#### [本件対象公文書①]

- ア 主要地方道広島湯来線（以下「広島湯来線」という。）（麦谷工区）道路概略設計業務の成果物
- イ 広島湯来線（天皇原工区）地質調査及び予備設計業務（20-1）の成果物（道路設計編）

### 2 諮問第73号事案

本件開示請求に対し、実施機関が佐伯区担当分として下記「本件対象公文書②」を不開示とした決定（以下「本件不開示決定②」という。）は、妥当です。

#### [本件対象公文書②]

- ア 広島湯来線における道路概略設計業務委託（平成10年度）の成果物一式
- イ 広島湯来線における道路予備修正設計及び交通量推計業務委託（平成10年度）のうち道路予備修正設計の成果物一式
- ウ 広島湯来線道路概略設計業務（平成18年度）の成果物一式

- エ 広島湯来線空中写真測量図化その他業務（平成19年度）のうち道路概略設計の成果物一式
- オ 広島湯来線地質調査及び予備設計業務（21-1）のうち道路予備設計の成果物一式
- カ 広島湯来線測量、地質調査及び実施設計業務（22-1）のうち道路予備修正設計の成果物一式

## 第2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立ての趣旨は、本件不開示決定①及び本件不開示決定②を取り消し、本件対象公文書①及び同②の全部を開示するよう求めているものです。

## 第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 「道路概略設計業務」や「道路予備設計業務」は、税金等を財源として行った成果であり、それぞれ完結した成果品であって、単なる試案、試算というレベルのものではない。この「成果」を市民に公表することに何らの問題もなく、積極的に公表することが望ましく、経費を伴って実施された成果であるから、最終的な結果を伴わないからといって、「内部検討段階での試案・試算等の情報」として不開示とすることは、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の意図するところではない。

また、成果品には、「専門知識に基づく純然たる技術的検討」や「自然、社会的経済的な事実関係に基づく情報」が随所に存在すると考えられ、これらの情報を開示することが、実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすことはあり得ない。これらは、常識的には「有意な情報」であるから、実施機関はこの部分に言及していないと解釈できる。

本件道路計画は、本件開示請求時には既に公にされているものであり、仮に最終的な路線が変更になったとしても、それは社会情勢の変化や政策的判断によって、意思決定をして変更した結果であり、その事実を覆い隠すことはできない。

- 2 条例は、情報の公開が原則で、例外的に不開示を認めている。そこで「支障を及ぼすおそれ」とは、単にその可能性があるという程度ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されている。

開示によって支障が生ずる具体的で客観的な、法的保護に値する事柄が真に生じると考えられる場合のみ不開示とできる例外措置であるが、実施機関は、対象文書すべ

てが、この例外措置に該当するとしている。「法的保護に値する蓋然性」をもって不開示とすべき内容は、極めて限定的であり、本件についても同様であると考えられる。

- 3 道路予備設計の段階では、整備する道路の位置を定め、施設の構造を決め、より具体的になっていくが、その成果として道路線形が固まり必要な用地が定まったとしても、そのことが用地交渉の妨げになるものとは考えられない。土地所有者には、なぜその土地が必要であるのかを理論的に説明して納得してもらい、取得に応じてもらわなければならないのであって、情報を隠して説明しないことが用地取得につながるものではない。

仮に成果品に用地取得単価等の情報が盛り込まれているなら、その部分のみ不開示とすべきであるし、用地取得交渉が難航する事態が発生する蓋然性があっても、それを前提として開示すべきであり、実施機関の理由は不開示理由とならない。

また、道路の設計についての開示請求は、ウェブ上でも数多く知ることができるが、いずれも不開示決定ではなく、個人情報等を不開示とした部分開示決定がなされている。このように、道路の設計は秘密にされるべきものではなく、開示されるべきものである。

- 4 結局、支障となる事柄のみを具体的に列挙して検討し、その部分のみ不開示としなければならないところ、全部不開示決定したことは、条例の適用を誤っている。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主な主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 道路は、市民の生活を支える最も普遍的かつ基礎的な社会資本であり、その整備による交通機能の向上等は周辺地域に与える影響が大きく、土地所有者には土地の有効利用や資産価値に直結する。

道路整備にあたっては、道路の「計画・設計」、「用地取得」、「工事」という流れで事業を進めている。広島湯来線の整備を行うにあたり、「計画・設計」の段階で①道路概略設計、②道路予備設計、③道路詳細設計（実施設計）を設計コンサルタントへ業務委託している。

- 2 本件対象公文書①ーア、同②ーア及び同②ーイは、道路概略設計や道路予備設計であるが、新たな道路整備5か年計画及び道路整備プログラムを策定する資料として、広島湯来線の道路整備事業化可否の検討を行うにあたって、概算の事業費を試算するなどのために複数のルート案を抽出し、整備にあたっての今後の課題をまとめたものであり、決定に至っていない。

本件対象公文書②ーウ及び同②ーエは、道路概略設計であり、概略の道路線形について複数のルート案から最適な案を提案している。

本件対象公文書①一イ、同②一オ及び同②一カは、道路予備設計であり、現道拡幅を主とした道路区間とトンネル区間について、それぞれ複数のルート案を選定し、施工性、経済性、走行性、安全性等の総合的な検討により最適な案を選定したものである。

その後、この道路予備設計を踏まえて、現地測量により道路詳細設計を行い、地元説明や地権者との協議を経て、線形等の微修正を行った後最終成果を得て、現在用地取得交渉に入っているものである。

- 3 上記のとおり、最終的に道路の用地取得や工事に使用する成果物は「道路詳細設計」であり、「道路概略設計」や「道路予備設計」は、道路線形を具体化する検討の中途資料であり、道路詳細設計の道路線形とは異なっており、内部検討段階での試案・試算の情報である。道路線形が固まり必要な用地取得区域が定まるのは、実測平面図を基に行う道路詳細設計である

このため、本件対象公文書①及び同②を開示した場合には、最終的な成果に至っていない未成熟な情報の図面等であるにもかかわらず、説明もないまま地元関係者や土地所有者が当該情報を一部入手した場合、当該情報がいつの時点でのものか判断できなかったり、自分に有利になる道路線形が採用されなかったことから感情的になって、無用な誤解や混乱を招いたり、利害関係者同士の紛争等が生じるおそれがあると考えられる。

用地取得は、土地所有者の財産、便益等に関わるものであるため、極力慎重に取り扱う必要があるため、道路整備事業の完成までの間における最大の難関である。

このことから、本件対象公文書①及び同②について、公にすることにより広島湯来線の用地取得事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、不開示情報を除いた部分には、有意な情報がみとめられないことから、条例第7条第3号に該当するものとして不開示決定したものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 道路は、都市の基幹的施設として都市計画法に基づき整備されルートや道路幅員等が決められている都市計画道路とその他の道路に分けられ、広島湯来線はその他の道路であることが認められます。

広島湯来線の道路整備は、広島県土木建築事務所において昭和63年ごろから構想されてきたものであり、現在実施機関が保有する広島湯来線の道路設計関係の成果品は、平成9年度以降のものであることが認められます。

道路設計は、通常「道路概略設計」、「道路予備設計」及び「道路詳細設計（実施設

計)」の3種類に大別でき、「道路概略設計」及び「道路予備設計」（以下併せて「基本設計」という。）が、申立人の開示請求している基本設計に該当することは、実施機関と申立人双方に争いのないところです。

- 2 一般的には、「道路概略設計」は当該事業を実施しようとする路線案を地形図等により選定を行うものであり、「道路予備設計」は線形を比較し施工性、経済性、走行性、安全性等の総合的な検討により中心線の決定や構造物の位置等を決定するものであり、「道路詳細設計」は、測量を行い、実測平面図を基に道路線形等を固め工事施工できるようにするものとされています。

広島湯来線については、経緯の詳細は明らかではありませんが、都市計画道路ではないこともあり、「道路概略設計」又は「道路予備設計」の前後において様々な案が検討されてきたことが認められます。

- 3 本件対象公文書①及び同②を見分したところ、「道路概略設計」については、概要、現地調査、設計条件、比較ルート選定、排水計画、路線検討、数量計算、概算事業費、今後の課題及び打合せ記録簿等により構成され、「道路予備設計」については、概要、現地踏査、路線選定、予備設計、数量計算、概算工事費、照査報告及び打合せ記録簿等により構成されていることが認められます。

これらは、すべて広島湯来線の様々な案を比較検討している基本設計を構成する内容の情報です。基本設計とは、部分的なひとつひとつの数値や文章の部分ごとではなく、これらを積み重ねたもの全体が基本設計として有意な情報であることが認められます。主要部分が開示できない場合、附属する一部分のみを開示することは、当該基本設計の在り様や方向性を見失わせ又は曲解させるおそれがあり、適切ではないと考えます。

- 4 また、道路整備事業に係わっては、直接用地取得対象になる者、隣接の者又は周辺の者それぞれにとって大きな財産、便益等に関わるものであるため、関係者は機微な心情や考えを持つものであり、実施機関の主張どおり道路整備事業において用地取得交渉は最も慎重に行う必要があることは理解できるところです。

本件開示請求時点においては、広島湯来線の用地取得交渉に入っており、都市計画道路ではないため、一般的に用地取得に強制力のない道路事業であることから、用地取得対象者に対し、協力を得るために、より丁寧な対応説明が求められるものと考えられます。したがって、用地取得対象者に対し、路線選定について一定程度の説明が必要なのは当然ですが、交渉中であるにもかかわらず、路線選定に係わる様々な案を検討してきた基本設計が用地取得対象者以外に広く公になることになれば、様々な憶測や疑念を用地取得対象者の周囲に惹起させるおそれが高く、そのことが用地取得交渉に慎重になっている用地取得対象者の機微な心情等に影響を与え、用地取得交渉がさらに難航することが予想されます。

一方、申立人は、用地取得交渉が難航する事態が発生する蓋然性があっても、それ

を前提として開示すべきであると主張していますが、条例第7条第3号には、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とされています。そのため、進捗中である当該用地取得交渉が難航する事態が発生する蓋然性があっても、なお公にすべき公共的利益が存する場合に限って開示することができるものと解されるものであるところ、本件についてはそのような特段の事情を見出すことはできません。

このことから、これら基本設計に係わる内容については、用地取得終了後に公にすることが適切であると考えられます。

- 5 これらのことから、実施機関が、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第3号に該当するものとして、本件対象公文書①及び同②の全部を不開示決定したことは、妥当と考えられます。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。



参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科長
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 2. 25	広安整第1104号の諮問を受理（諮問第72号で受理） 広伯整第876号の諮問を受理（諮問第73号で受理）
27. 6. 5 (第1回審査会)	第1部会で審議
27. 7. 3 (第2回審査会)	第1部会で審議
27. 8. 3 (第3回審査会)	第1部会で審議